

精神障害者保健福祉手帳の更新時に診断書取得が困難な方は、

## 診断書の提出が 猶予 されます

～新型コロナウイルス感染症対策のための猶予措置です～

精神障害者保健福祉手帳の更新申請時に、医療機関を受診できず、医師の診断書の取得が困難な場合、診断書の提出を猶予し更新を可能とします。

### 対象者

- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、医師の診断書により更新申請する方

### 手続き

- 申請書の提出は必要です。※郵送申請も可能です。
- 有効期限が2年間更新された手帳を交付します。

### 留意点

- 医師の診断書の取得のみを目的とした受診を避けるための措置です。  
定期通院している方については、通常通り診断書を取得し更新してください。
- 後日、診断書の取得が可能となりましたら、すみやかに提出してください。
- 年金証書等により申請する場合は、通常どおり更新してください。
- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方のうち、すでに診断書の提出猶予の適用を受けた手帳を交付されている方で、診断書の提出猶予期限を経過する場合は、猶予期間を延長します。診断書の取得が可能となりましたら、すみやかに提出してください。

### 【お問い合わせ】

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市 地域健康福祉室（障害福祉担当） 電話 072-841-1457 FAX072-841-5123